

各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付要綱

(令和8年3月17日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者等の収益力向上と賃上げ環境整備を支援するため、予算の範囲内において各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、市内に本店、本社、主たる事務所等を有するものであること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 農林水産業を営む個人又は法人で、その成果物を有価で販売しているもの

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人

カ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人

ケ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

(4) この補助金の交付を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (2) 政治活動又は宗教活動を業とする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの
(補助事業等)

第3条 補助事業は、従業員の給与等の引き上げ等のために行う、補助対象者の収益力の向上に資する事業で、次に掲げるものとする。ただし、市内に有する事業所等に係る事業に限る。

- (1) 新商品又は新サービスの開発
- (2) 新分野への進出
- (3) DX（データ及びデジタル技術を活用した、製品、サービス等の付加価値の向上、製造プロセスの効率化等ビジネスモデルの変革を実現することをいう。）の推進

2 前項の「給与等の引き上げ」とは、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 個人事業主 補助事業を開始する日が属する年の翌年における租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の4第5項第8号に規定する雇用者給与等支給額の総額又は従業員1人当たりの平均額が、補助事業を開始する日が属する年と比較して1.5パーセント以上増加すること。
- (2) 法人 補助事業を開始する日が属する事業年度の翌事業年度における租税特別措置法第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額の総額又は従業員1人当たりの平均額が、補助事業を開始する日が属する事業年度と比較して1.5パーセント以上増加すること。

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、従業員に対して、前項に規定する給与等の引き上げを行う方針の表明をしなければならない。ただし、申請者に従業員がいない場合は、従業員を雇用した際に当該表明を行うものとし、市長に対してその旨を約するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等の補助金の交付を受け、又は交付の申請をしている事業は、補助事業としないものとする。

5 補助事業は、令和9年2月末日までに完了するものでなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 別表第1に掲げる経費
- (2) 前条第1項第3号に掲げる事業 別表第2に掲げる経費（生産性の向上又は業務の効率化に資するものに限る。）

2 補助事業を補助事業以外の事業と併せて実施するときは、補助対象経費を明確に区別しなければならない。

3 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

4 第1項各号に掲げる経費に外部委託に係る経費が含まれる場合において、外部委託先が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外部委託先に係る経費は、補助対象経費に含めることができない。

(1) 申請者の役員その他これに準ずるもの（以下この号において「役員等」という。）が、外部委託先の役員等である場合

(2) 申請者と外部委託先が資本関係その他これに準ずる関係にある場合
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、100万円を超えることができない。

2 同一の者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類（様式第3号）又は賃上げ計画の表明書（様式第4号）

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金に係る誓約・同意書(様式第5号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、補助事業の着手前に、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金事前着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金(変更・中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実施報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日(補助事業を中止した場合においては、当該中止の承認を受けた日)から起算して30日を経過する日又は令和9年2月末日のいずれか早い日までに、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金実施報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払関係を証明できる書類

(2) 補助事業に係る写真、成果物その他の補助事業を実施したことが分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（検査等）

第13条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加額が単価30万円以上の機械、器具、備品その他の財産に該当するもの（以下「取得財産等」という。）について、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金取得財産等管理台帳（様式第13号）を備えるものとする。

2 補助事業者は、取得財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

3 前項の承認を受けようとする補助事業者は、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金財産処分申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助事業者が取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

5 補助事業者は、補助事業完了後においても、取得財産等を補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。ただし、前条第2項の規定により処分の制限を受ける取得財産等がある場合は、この条本文に規定する期間を経過後、当該取得財産等の処分が完了する日又は同項ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費の区分	内容
開発費	(1) 申請者が自ら行う新商品又は新サービスの開発に係る経費 (2) 申請者が自ら行う新分野への進出に要する開発に係る経費 (3) その他市長が適当と認める経費
設備・備品導入費	(1) 設備、備品又は専用車両の導入に係る経費 (2) ソフトウェア、システム等の導入及び更新に係る経費 (3) その他市長が適当と認める経費
委託費	(1) 工事、設計、コンサルティング等に係る経費

	<p>(2) ソフトウェア、システム等の開発及び設計の委託に係る経費</p> <p>(3) 外部に委託する新商品又は新サービスの開発に係る経費</p> <p>(4) 外部に委託する新分野への進出に要する開発に係る経費</p> <p>(5) その他市長が適当と認める経費</p>
店舗改装費	<p>(1) 新たな事業の実施に要する店舗の改装に係る経費</p> <p>(2) その他市長が適当と認める経費</p>
広告宣伝費	<p>(1) 事業の広告宣伝に係る経費</p> <p>(2) その他市長が適当と認める経費</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象経費の区分	内容
機械装置導入費	<p>(1) 機械装置（機械、装置等及びこれらに付随するソフトウェア、器具・工具等をいう。）の導入に係る経費</p> <p>(2) その他市長が適当と認める経費</p>
ソフトウェア・システム導入費	<p>(1) ソフトウェア、システム等の開発及び設計の委託又は導入及び更新に係る経費</p> <p>(2) その他市長が適当と認める経費</p>
ハードウェア導入費	<p>(1) ソフトウェア、システム等の導入に必要なハードウェア（パソコン、タブレット、LAN構築に必要なネットワーク機器等をいう。）の導入に係る経費</p> <p>(2) その他市長が適当と認める経費</p>